

# 序 章

## 都市計画マスタープランの 位置づけ



# 1. 都市計画マスタープランとは

## (1) 都市計画マスタープランとは

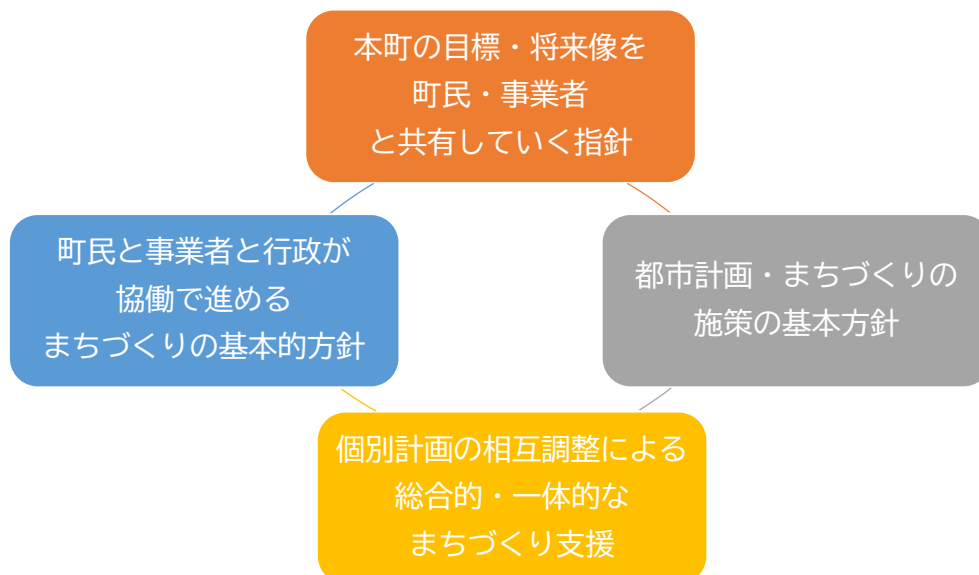
「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村が、住民の意見を反映しつつ将来のまちのあるべき姿やまちづくりの基本的な方向性をわかりやすく示すものです。

## (2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割は次のとおりです。

- ① 本町を「こんなまちにしたい」という目標や将来像を示し、町民と共有していくための指針となります。
- ② 都市計画やまちづくりに関する施策を町が進める際の、基本的な方針を示します。
- ③ 土地利用や公園・道路、市街地整備事業等の個別の計画を策定する際には、本計画を反映していくこととなるため、本計画は、個別の計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的なまちづくりを支えるものとなります。
- ④ 町民と事業者と行政が協働で進めるまちづくりの基本的な方針を示します。

### ■ 都市計画マスタープランの役割



## 2. 計画の経緯

### ◆ 平成 12(2000) 年 : 「西原町都市基本計画」(当初計画) 策定

平成 9 年の都市計画法改正により新たに創設された「都市計画に関する基本的な方針」として、「西原町都市基本計画」を策定しました。



### ◆ 平成 24(2012) 年 : 「西原町都市計画マスタープラン」策定

当初計画から 10 数年が経過し、少子高齢化や景気の低迷、地球規模での環境問題の顕在化、自然災害の甚大化のほか、人々の暮らし方や価値観の多様化、地方分権の波が一層高まる中で、市町村においては、地域の特性を活かしつつ、時代の潮流に即したまちづくりの方向性を明確に示すことが重要となっていました。さらに、本町では自立都市の形成を目指し、中心核やサブ核、中城湾港沿いのマリンタウン整備計画を進めており、これらの地区では、町の顔としてふさわしい環境の整備や都市機能の集積など、次の段階のまちづくりの展開が求められ、「都市計画マスタープラン」を改定しました。



### ◆ 平成 29(2017) 年 : 「西原町都市計画マスタープラン」一部改定

平成 25 年度の大型 MICE 施設整備に係る基本構想の実現に向けた建設地検討の結果、平成 27 年 5 月 22 日、本町と与那原町にまたがる「中城湾港マリンタウン地区」に大型 MICE 施設の建設が決定されたことを受け、MICE 関連施策を効果的に推進するための土地利用の見直しを図るため、本町都市計画マスタープランの一部改定を実施しました。



### ◆ 令和 7 (2025) 年 : 「西原町都市計画マスタープラン」全面改定

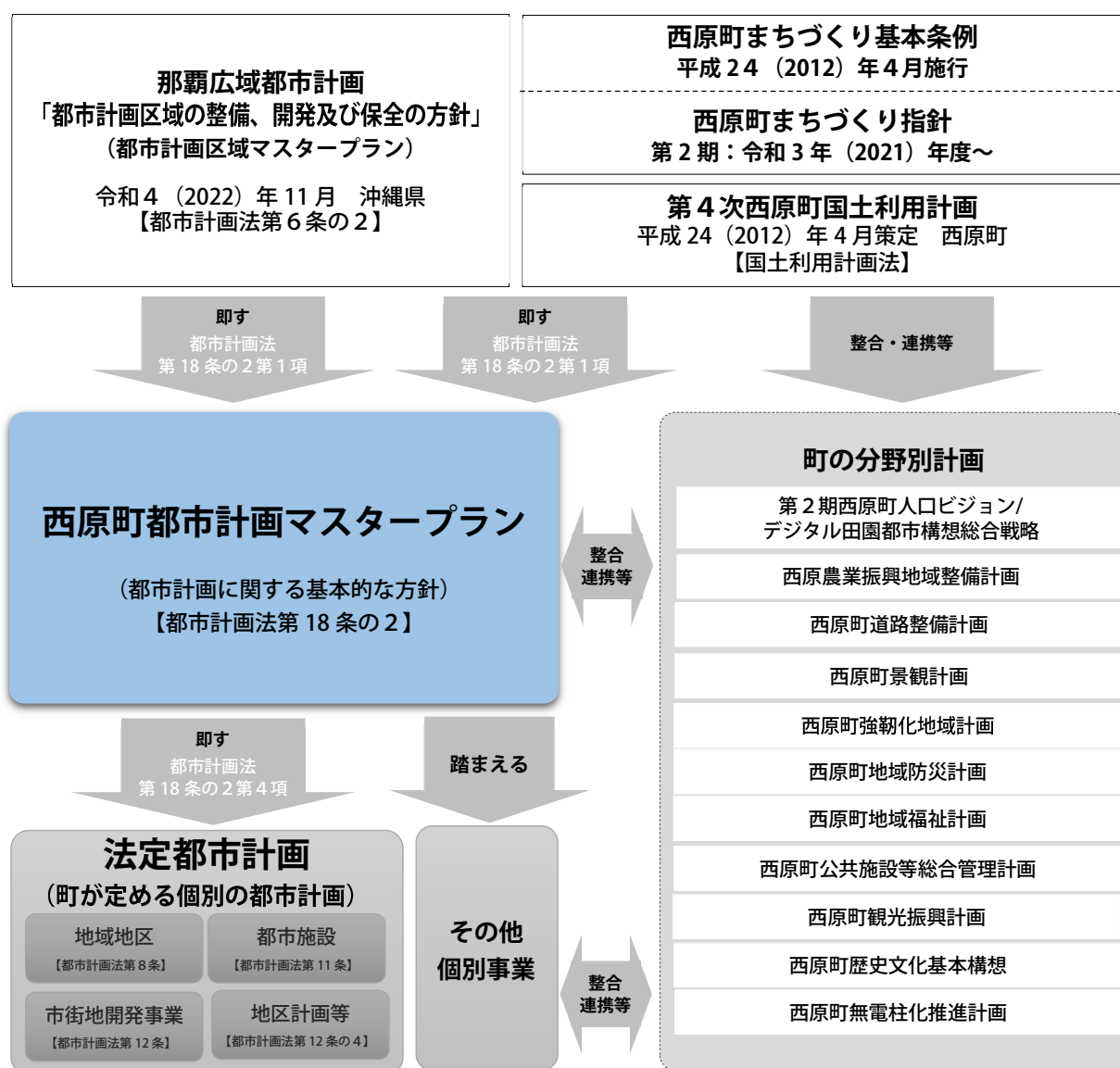
平成 24 年の計画策定から 10 年が経過し、少子高齢化や景気の低迷、地球規模での環境問題の顕在化、自然災害の甚大化のほか、DX、人々の暮らし方や価値観の多様化などの社会情勢の変化とともに、計画の進捗が一時的に停止していた大型 MICE 施設についても、動向が見られることから、これらを踏まえ、全面改定を行いました。

### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

都市計画運用指針【第13版】(国土交通省、令和7年3月)によると、都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープランと、議会の議決を経て定められた市町村の基本構想に即したものとするとともに、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第4条に基づく市町村計画等に即したものとすることが望ましいとされています。

本町においては、那覇広域都市計画区域マスタープラン(令和4年11月策定)および、西原町まちづくり基本条例(平成24年4月施行)、西原町第2期まちづくり指針(令和3年3月)、第4次西原町国土利用計画(平成24年4月策定)に即すものとして位置づけされます。



#### (2) 計画期間

本計画は、20年程度の長期を見据えた計画とし、計画の基準年度を令和7(2025)年、目標年次を令和27(2045)年、中間年次を令和17(2035)年とします。

